

JASE 評議員資格審査基準

【評議員】

1. 評議員になるための審査を受けようとする者は、別に定める様式にしたがって、評議員資格審査申請書を選定委員会に提出しなければならない。
2. 評議員資格は、審査後の定時総会終了の翌日に認定され、5年間有効とする。
3. 評議員資格審査の受付は、毎年の6月30日を締切りとする。

【評価の観点】

(1) 本学会への貢献度と(2) 外科教育への貢献度、2つの観点から以下の規準で評議員資格を審査する。

【評議員資格者の選定】

評議員になるための審査を受けようとする者は、審査年の5月31日現在において、次の各項に定められた条件を全て備えていなければならない。

- ① 3年以上本学会の会員であり、審査年度までの年会費を完納していること。
- ② 過去10年間で学術集會に3回以上参加していること。(日本外科教育研究会の学術集會を含む。ただし、学部学生・招待等の無料参加を除く。)
- ③ 以下の業績基準を満たすこと。

*会員の種別を問わないが、学部学生は除く。

*参加証明書の提出は不要で、学会事務局がシステム上で照会する。ただし、申告内容とシステム記録に乖離がある場合には、参加証明書の提出を求める場合がある。

*2028年以前は、審査年度までの年会費を完納している場合には3年未満でも申請を許可する。

【業績基準】

過去10年間における以下の(ア)かつ(イ)を満たさなくてはならない。

(ア) 本学会における下記いずれかの経験が合計3回以上あること

- ① 筆頭者としての発表
- ② 座長の経験
- ③ 本学会が主催するセミナー講師としての発表

(イ) 外科教育に関する下記の学術的業績いずれかを満たすこと

- ① 本学会（セミナーを含む）および外科教育と関係の深い学術団体の主催する全国規模の学術集会における筆頭者としての発表3回以上（日本外科教育研究会を含む）
- ② 学術団体の機関誌またはこれに準ずる学術刊行物に掲載した筆頭者または責任著者としての論文（査読制度ありに限る）1編以上
- ③ 学術図書における外科教育に関する著作の著者または分担執筆の筆頭者1冊以上
- ④ 研究代表者（PI）として、外科教育に関する研究での研究費獲得1件以上
- ⑤ 日本医学教育学会の認定医学教育専門家資格

*①～④に掲げる業績はその内容が外科教育に関するもので、かつ本人がその内容に関して学術議論に十分対応できる内容とする。

*関係の深い学術団体、学術刊行物、学術図書の選定は委員会の裁量によるものとする。海外学会や雑誌は含むが、地方会、日本外科教育研究会を除く研究会、病院等施設雑誌、地方会誌、医師会誌などは含まない。

*同一のタイトル・内容の発表は一方のみを評価する。

*審査のため抄録複写、論文別刷等を添付して申請する。

*外科教育研究に関する研究費獲得については、科研費、AMED等の公的機関もしくはそれに準ずる団体からの資金とする。金額は問わないが、機関や団体の選定は委員会の判断によるものとする。また、外科教育に関する研究費獲得であることを証明できる書類の提出を必須とする。

*過去10年の間に、育児休業期間、産前・産後休業期間、病気休業期間、地域医療勤務期間および他の事由による休業期間、海外留学期間、非常勤勤務期間などがある場合には、5年を上限に遡って申請することが可能である。ただし、当該期間を証明できる書類の提出を必須とする。提出書類は、産前・産後休業証明書、療養証明書、海外留学証明書（VISA等を含む）などとし、すべての提出書類には発行元の公印または署名があるものとする。その他、遡求が必要な期間の申請については委員会が別途審議する。

評議員申請資格簡略表

評議員申請資格	
会員年数	3年以上（学生・招待等の無料参加を除く）
年齢制限	正会員資格に批准
会費納入	完納
審査料	なし
本学会出席	3回以上（学生・招待等の無料参加を除く）
参加証の提出	なし（申告内容を学会事務局がシステム上で照会）
業績評価項目（本学会）過去10年以内	
本学会筆頭発表・座長	3回以上（Webセミナー含む）
業績評価項目（外科教育）過去10年以内、以下のいずれか	
発表（筆頭）	3回以上（外科教育に関連であれば本学会以外を含む）
論文（筆頭もしくは責任著者）	1編以上
著作（著者もしくは分担筆頭）	1冊以上
研究費獲得	1件以上
日本医学教育学会の認定医学教育専門家資格	あり

第1版 2025年6月3日